

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

### 1 計画期間

2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間

### 2 内 容

目標1：若手労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修を実施します。

#### <対策>

2021年4月～ 研修対象者へのアンケート調査、ニーズを把握します。

2021年7月～ アンケート調査の結果から、研修の講師となる子育てしながら働く職員が、研修対象者へ伝えたいことをまとめ、必要であれば資料の作成をします。

2022年1月～ キャリアイメージの形成を支援するための研修を実施します。

目標2：繰り越し日数を除いた年次有給休暇の取得率をひとり当たり70%以上とします。

#### <対策>

各年4月～ 事業所ごとに年次有給休暇の取得促進の具体策を作成し公表します。

各年7月～ 休暇の取得状況を公表し、取得の少ない職員に対して取得を促したり、時季を指定して付与したりします。

各年度末 取得状況を集計して公表します。

目標3：子どもが親である職員の働いているところを実際に見ることができる「家族の職場訪問(WEBによる開催を含む)」を1年に1回開催し、継続的に交流をはかります。

#### <対策>

各年4～6月 事業所ごとに日程と内容を検討します。

新型コロナウイルスの感染状況によりWEBによる開催も含め安全な方法での開催を検討します。

各年7～12月 参加者を募り、家族の職場訪問を開催します。

その後アンケート調査を行い改善の検討を行います。

2021年4月1日

社会福祉法人 青谷学園  
理事長 白 樫 忠